

各務原市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱

(令和5年8月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等（次条に規定する施設をいう。第5条第1号において同じ。）における施設の整備に要する費用に対して、予算の範囲内で各務原市就学前教育・保育施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる市内の施設のいずれかを設置する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助対象者が行う次に掲げるいずれかの交付金等（以下「国交付金等」という。）の交付の対象となる事業とする。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知別紙）の規定による就学前教育・保育施設整備交付金（以下「国交付金」という。）
- (2) 安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号、雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）別添1保育所緊急整備事業、別添1の2小規模保育整備事業又は別添8認定こども園整備事業の規定による補助（以下「基金補助金」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、国交付金等の交付の対象となる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額の範囲内において市

長が定める。

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書、仕様書及び図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助金(国交付金に係るものに係る。)の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に係る建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。次号において「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、この号本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が零円の場合を含む。)は、遅くとも補助事業の完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び

地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該申告の課税売上割合等に基づき報告を行うこと。

(5) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

2 補助金（基金補助金に係るものに係る。）の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 前項第4号から第6号までに掲げる条件

(2) 補助事業の内容のうち、次に掲げるものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、この号本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第3号に規定する耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。

(6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(実施報告に係る添付書類)

第8条 補助事業が完了した場合において、規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業完了届

(2) 完成写真及び図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(各務原市認定こども園施設整備補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 各務原市認定こども園施設整備補助金交付要綱(平成27年11月29日決裁)

(2) 各務原市保育所等施設整備補助金交付要綱(平成27年12月22日決裁)

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に市から交付の決定を受けた補助金で、国交付金の内示を受けた事業に係るものについては、この要綱の規定に基づいて交付の決定を受けた補助金とみなして、この要綱の規定を適用する。

4 この要綱の施行の日前に、第2項の規定による廃止前の各務原市認定こども園施設整備補助金交付要綱の規定により認定こども園施設整備補助金の交付を受けた者については、同要綱第6条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

5 この要綱の施行の日前に、第2項の規定による廃止前の各務原市保育所等施設整備補助金交付要綱の規定により保育所等施設整備補助金の交付を受けた者については、同要綱第6条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年9月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。